

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 中学校教諭 1 種免許状（社会・保健体育）

■ 高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史・公民・保健体育）

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単 位	中 1	中 2	高 1		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	中 1 10 中 2 6 高 1 10	○教育原理	2	11	11	11		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教育哲学	2					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○教育社会学	2					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2					
			○教育心理学	2					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 1 10 中 2 6 高 1 8	○発達心理学	2	10	10	8		
	総合的な学習の時間の指導法		○特別支援教育	1					
	特別活動の指導法		○教育課程編成論	2					
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○道徳教育の理論と方法	2					
	生徒指導の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1				※①	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育の方法と技術	2					
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○教育方法学	2	5	5	5	—	
	教職実践演習		2						
			○生徒・進路指導の理論と方法	2					
			○教育相談の理論と方法	2					
	○教育実習（中学校）	5	5	5	—	※②③④ ⑤⑥			
	○教育実習（副・中学校）	3	3	3	—				
	○教育実習（高等学校）	3	—	—	3				
	○教職実践演習（中・高）	2	2	2	2				

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位			備 考	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単位	中1	中2	高1		
中 学 校		1種 27	免許状取得に必要な単位数	中1種（社会）	28	—	—		
		2種 19		中1種（保健体育）					
高等学校		23		中2種（社会）	—	28	—		
				中2種（保健体育）					
				高1種（地理歴史）	—	—	24		
				高1種（公民）					
高1種（保健体育）									

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

- ※① 「道徳教育の理論と方法」は、中学校免許のみ必修。高等学校1種免許申請の場合は「大学が独自に設定する科目」として充てられます。
- ※② 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。
- ※③ 高等学校（地理歴史・公民・保健体育）教職課程受講者は、必ず中学校（社会・保健体育）教職課程も併せて受講すること。中学校（社会・保健体育）教職課程のみの受講は認めず。
- ※④ 中学校・高等学校の免許を両方取得希望の場合は、実習先の校種にかかわらず「教育実習（中学校）」を履修してください。
- ※⑤ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していなければなりません。
- ※⑥ 幼稚園・小学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて中学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てることができるので、重ねて履修する必要はありません。

〔注〕 上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学部の授業時間割に掲載されている科目）にて履修してください。